

2023年5月26日

外務大臣 林 芳正 様

開発協力大綱改定に関する市民社会ネットワーク

「開発協力大綱」改定へのラスト・スパート 市民社会からの最後のお願い「五か条プラス1」

深刻化する地球規模課題、新たな段階を迎えた地政学的対立、社会の在り方を大きく変える可能性のある科学技術イノベーションなど、世界が新たな段階に移行しようとする現在において、「開発協力」のあり方を新たに定義しなおそうという日本政府の努力に敬意を表します。また、市民社会をはじめ、関連するステークホルダーとの対話にご尽力頂き、感謝申し上げます。

「意見交換会」や「パブリック・コメント」のプロセスを終え、新たな開発協力大綱の策定の最終段階にある今、市民社会として、これだけは同大綱に反映させてほしい、という課題を5つ選びました。また、市民社会の多様性に鑑み、この5つにとどまらない多様な課題についても、出来る限り反映をお願いしたい、ということで、市民社会の多様な声に「耳を傾けてください」との要望を加えました。

「大綱」の策定に向けて、市民社会の声を反映するご努力を、ぜひ、最後まで行っていただけると幸いです。

1. 市民社会との連携

日本の市民社会を開発協力の「戦略的パートナー」として新たに位置づけることにより、既存の ODA と日本の市民社会の協力・連携を拡充・強化するとともに、日本の市民社会がその専門性を生かして効果的かつ安定的に協力できるような新たな連携方法の開発や組織の基盤強化支援、存在意義を増す途上国の市民社会と連携した事業実施や対話の機会を拡充することを明記する必要があります。

2. ビジネスと人権

官民連携による ODA を含め、開発協力の立案・実施・評価において、人権デューデリジェンスを含む、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえること、政府の「ビジネスと人権に関する行動計画」および「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を遵守すること（もしくは整合性を確保すること）を明記する必要があります。

3. 0.7%目標の時限付き達成

対 GNI 比で ODA 量を 0.7%とする国際目標について、単に「念頭に置く」のみならず、達成年限を明確に設定するとともに、中間目標を設け、目標達成に向けた具体的なロードマップを示す必要があります。

4. 非軍事原則の徹底

「国際秩序が厳しい挑戦にさらされる」時代にあつては、これまで以上に、開発協力における非軍事原則が徹底される必要があります。軍や軍関係者、および実力を伴う文民の法執行機関との開発協力においても、日本が援助した物資や技術、制度等が軍事利用および国内・国際紛争の助長に供されることなく、適正に利用されるよう、実効性のあるモニタリングを行うことを必須要件とすべきです。また、新設される「政府安全保障能力強化支援」（いわゆる「OSA」）については、これが地政学的対立の増幅や地域における安全保障環境の悪化をもたらし、ひいては当該支援の対象国や周辺諸国における開発協力の実施環境に悪影響を与えないようにするということが、OSA 側から確約されることが必要です。

5. 人権侵害や民主化への逆行に関するモニタリングと対応措置

日本の開発協力が「人間の安全保障」を掲げ、自由・民主主義・人権・法の支配を価値として追求するものである以上、これらに「注意を払う」のみならず、援助対象国における民主化や基本的人権の保障に逆行するような動きに対し、

援助の停止や見直しを行う一般的基準を示す必要があります。また、日本の開発協力や提供した物資・技術等が、民主主義や基本的人権の保障に逆行するような動きに動員されていないかについて、実効性のあるモニタリングを行うことを明記する必要があります。

6. 市民社会の多様な声に耳を傾けてください。

開発協力に関わる市民社会の声は多様であり、上記5か条のみならず、地域・課題等に応じて、様々な要望があります。これらの声にぜひ耳を傾け、可能な限り、政策に反映してください。また、開発協力に関する政策、プログラム、実施案件の策定・立案にあたっては、最初の段階から、関係する市民社会をはじめとする利害関係者の参画を保障し、協働を心がけて下さい。

以上

(連絡先)

開発協力大綱に関する市民社会ネットワーク 共同事務局

特定非営利活動法人国際協力 NGO センター 若林 wakabayashi@janic.org

特定非営利活動法人名古屋 NGO センター政策提言委員会 佐伯 oda.p.dialog@gmail.com

特定非営利活動法人 関西 NGO 協議会 栗田 yoshinori.kurita@kansaingo.net